



<対象課題>

基盤研究（B）又は若手研究（A）（平成24年度から平成26年度に採択された研究課題（配分総額が500万円以下の研究課題を除く。））

研究代表者が、研究計画変更等に伴い研究期間の最終年度に、科学研究費助成事業のうち学術研究助成基金助成金（以下「助成金」という。）の補助事業期間を延長しようとする場合に科研費電子申請システムにアクセスして作成し、所属する研究機関を通じて日本学術振興会に提出すること。

送信・提出は、日本学術振興会から通知した日から研究計画最終年度の3月1日までに行うこと。

- 科研費電子申請システムにおける入力・提出に当たっては、以下について留意すること。
  - ・ 「電子申請システム研究者向け操作手引（一部基金分）（交付内定時・決定後用）」（<http://www.shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/download-ka.html>）を参照すること。
  - ・ 文字化けの発生や別の文字として認識される場合があるため、JIS第1水準及び第2水準以外の文字コードや特殊フォントは使用しないこと。

補助事業期間延長承認申請情報の入力

1. 機関番号、所属研究機関、部局、職、研究代表者氏名等

研究代表者の所属研究機関が e-Rad に登録した情報が自動表示される。情報に誤りがある場合は、所属研究機関の担当者に連絡して修正すること。

なお、「課題番号」「研究課題名」「補助事業期間（変更前）」「交付決定額」は自動表示される。

2. 費目別内訳

本様式作成時点で見込まれる直接経費の助成金の次年度使用予定額（既受領額から、支出見込額（利子（預貯金利息）を除く。）を差し引いた金額）の費目別内訳を入力すること。

なお、次年度使用予定額がない場合（0円）でも申請可能。

3. 補助事業期間を延長する理由

補助事業期間を延長する理由を「区分」①～③より選択し、その理由を具体的に入力すること（最大200文字、改行は3回まで入力可。）。

なお、「区分」①を選択した場合は、「事由」a～hより該当の近いものを選択すること（複数選択可）。

<区分>

- ① 当初計画の遅延・変更
- ② 補助事業の目的をより精緻に達成するための研究の実施（追加（再現）実験の実施や学会参加、論文投稿など）
- ③ その他、上記①～②いずれにも該当しない場合

<事由>

- a. 研究者（研究代表者、研究分担者、研究協力者）のその他の業務の多忙、親族の介護、身内の不幸、子の養育（産前産後休暇または育児休業の取得によるものも含む）、怪我や病気によるもの。
- b. 研究遂行に想定以上に時間を要したもの。
- c. 研究計画の見直しが必要となったもの。
- d. 研究実施場所の変更（工事など）によるもの。
- e. 実験装置や機器の故障によるもの。
- f. 参加を予定していた学会や研究会などの中止や延期によるもの（社会情勢を考慮して参加を見送った場合を含む）。
- g. 自然災害によるもの。
- h. 渡航先の外国機関との再調整が必要となったもの。